介護サービス情報の公表制度

1　介護サービス情報の公表制度の概要

介護サービス情報の公表制度は、介護保険法に基づき、介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業所を主体的かつ適切に選択するための情報をインターネット等により提供する仕組みとして平成１８年度から導入されました。

介護サービス事業所が国の管理するシステムに入力することにより、調査・公表 事務を運営する市の審査・公表手続を経て、インターネットを通じて公表されることとなります。

調査事務及び公表事務は、平成３０年度から政令指定都市に権限移譲されましたので、岡山市内の事業所については、岡山市で実施することとなりました。

＊岡山県内で岡山市外に所在する事業所は、従前どおり岡山県で実施します。

2　令和８年度の運営の概要について

（1）新規事業所（一部のみなし事業所を除く。）は、「基本情報」のみを公表システムにより報告します。

（2）既存事業所（基準日（４月１日)前の一年間に提供したサービスの対価として 支払いを受けた金額が１００万円を超える事業所のみ）は、「基本情報」及び「運営情報」を公表システムにより報告します。

（3）新規及び既存事業所は、「市独自項目」及び「事業所の特色」を任意で公表することができます。

（4）市が定める指針に基づき、必要に応じて調査を実施します。

（5）令和８年度の具体的な事業運営については、令和８年度「公表計画」を定め、改めてお知らせします。

		令和８年度
公表内容	必須項目	基本情報 運営情報
	任意項目	市独自項目 事業所の特色
調　査		調査指針に基づき知事が必要と認める場合に実施
手数料		負担なし
公表サーバー		国が一元管理するサーバーで公表
実施機関		岡山市が直接実施（事業者指導課）

3　その他

事業所向け操作マニュアル及び報告サブシステム（事業所向け）ＵＲＬ等介護サービス情報に関することは、下記に掲載されています。

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課ＨＰ

「介護サービス情報の公表」について

令和８年度版

岡山市「介護サービス情報の公表」制度の仕組み

介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業者を主体的に選択できるように、その判断に資するための「介護サービス情報」を、比較検討が可能な形でインターネットを通じて提供する仕組み

岡山市　令和8年度公表計画の策定　＆ 調査指針の策定

①通知

介護サービス事業者

★介護サービス情報★

介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用することができる機会を確保するために公表されることが必要なもの

―基本情報―

〈例〉
- 事業所の職員体制
- 床面積、機能訓練室等の設備
- 利用料金・特別な料金
- サービス提供時間
- 従業者に関する情報（従業者の資質向上に向けた取組状況（各種研修、キャリア段位制度の取組等））　等

―運営情報―

〈例〉
- 介護サービスに関するマニュアルの有無・サービス提供内容の記録管理の有無・職員研修のガイドラインや実績の有無
- 身体拘束を廃止する取り組みの有無
- 財務諸表　等

―任意情報―

事業所の特色

サービスの内容、従業者・利用者の特色等に関する自由記述、画像等の登載、雇用管理に係る情報（勤務時間、賃金体系、休暇制度、福利厚生、離職率　等）重要事項

市独自項目
- 成年後見制度への配慮の状況
- 人権擁護及び虐待の防止に関する従事者研修の実施状況
- 非常災害時における避難又は救出に係る訓練等の実施状況

介護サービス情報公表システム

②事業者が報告

国が一元管理するシステムを活用して公表

岡山市が調査※

※調査指針に基づき調査を実施

②事業者からの報告
1 原則、インターネットによる報告
2 1ができない場合は、調査表に記入後、岡山市へ提出

岡山市（事業者指導課）

受　理

確　認

③市が公表

利用者又はその家族等

「介護サービス情報」に基づく比較検討を通じて、自ら主体的に介護サービス事業者を選択